

屋外広告物 許可  
変更許可  
継続許可 申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地)

申請者 住所 〒

ふりがな  
氏名

連絡先 電話番号  
メールアドレス

大津市屋外広告物条例 第10条第1項  
第16条第1項・第16条第2項 の規定により、次のとおり申請します。

1 屋外広告物の種類		( )自家用 ( )非自家用 ( 案内図板規制・相互間距離規制・規制なし )							
番号	表示内容	種類	地上高	縦	横	面数	表示面積	個数	備考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

※広告物が10を超える場合は、広告物一覧表を別紙にて添付してください。

※裏面にも記載事項があります。

2表 示 期 間	年 月 日～ 年 月 日 ( 年・ 月間)		
3表 示 場 所	大津市		
4条 例 上 の 地 域 区 分 等	<input type="checkbox"/> 禁止地域 <input type="checkbox"/> 許可地域 ( 第1種・第2種・第3種 ) <input type="checkbox"/> 景観保全型広告整備地区 ( 地区) <input type="checkbox"/> 眺望景観保全地域 ( 地域) <input type="checkbox"/> 指定沿道及び沿線地域 ( 鉄道・新幹線・指定道路・高速自動車道) <input type="checkbox"/> 風致地区 ( 風致地区) <input type="checkbox"/> 地区計画 ( 地区) <input type="checkbox"/> 伝統的建造物群保存地区 <input type="checkbox"/> 歴史的風土保存地区 <input type="checkbox"/> 歴史的風土特別保存地区 <input type="checkbox"/> 自然公園区域		
5建築基準法による 工 作 物 の 確 認	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 申請済 <input type="checkbox"/> 当課へ申請後に申請予定 <input type="checkbox"/> 未申請	6 道路法による 道 路 占 用 許 可	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 申請済 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請
7条例第8条第1項第1号(法令 の規定により表示する広告 物)に該当するか	該当する • 該当しない ※該当する場合は、規定されている法律名及び条項を、該当する広告物 の備考欄に記入すること。		
8規則第5条(条例第8条第 5項に規定する市長が別に 定める公共的団体)に該当 するか	該当する • 該当しない 規則第5条 第1項・第2項・第3項・第4項 社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業名 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-left: 20px;">         該当する条項を囲むこと。          第3項に記載の社会福祉事業に 該当する場合は、社会福祉法第2 条第1項に規定する社会福祉事 業名を記入すること。       </div>		
9管 理 者	住 所 氏 名 連絡先	〒  電話番号 メールアドレス	
		<input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 講習会修了者 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者 <input type="checkbox"/> 技能検定合格者 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 <input type="checkbox"/> 資格なし	
10工 事 施 行 者	住 所 氏 名 連絡先	〒  本市における屋外広告業の登録番号 大津市屋外広告登録第 号	
		登録有効期間 年 月 日まで有効	
11前回の許可番号等 (新規の許可申請にあ っては、記入する必 要はありません。)	許可番号	大津市指令都都屋 第 号	
	表示期間	年 月 日～ 年 月 日 ( 年・ 月間)	
年 月 日			
大津市指令都都屋 第 号			
本件広告物の表示を大津市屋外広告物条例の規定により、別紙のとおり条件を付して許可します。			

注 1 新規の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

- (1) 設置する場所を示す地図（位置図）
  - (2) 申請する広告物の一覧表（管理用広告物を含む）
  - (3) 土地又は建築物等との関係を明らかにした図（配置図）
  - (4) 色彩（マンセル値）及び意匠を明らかにした図（意匠図）
  - (5) 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書（構造図）
  - (6) 周囲の状況が分かるカラー写真（申請の日前 30 日以内に撮影した写真で、撮影年月日が記入されたもの）
  - (7) 高さが 4 m を超え、建築基準法に基づく工作物確認の対象となる広告物の場合は、管理者が条例第 37 条第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類（資格証等の写し）
  - (8) 第 2 次大津市景観計画で定める眺望景観保全地域及び対岸眺望景観保全地域において、屋上広告物を表示し、又は設置する場合で、その高さが地上から 31 メートルを超える場合には、同計画で定める眺望景観保全地域にあっては重要眺望点からの、又、対岸眺望景観保全地域にあっては対岸重要眺望点からのカラー シミュレーション写真等
- 2 変更の許可申請にあっては、当申請書、注 1 (1) に掲げる書類のほか、変更に係る注 1 (2) から (8) までに掲げる書類を添付すること。
- 3 繙続の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。
- (1) 当申請書、注 1 (1)、(2)、(7) に掲げる書類及び広告物の現状が分かるカラー写真
  - (2) 管理者が作成した屋外広告物安全点検調書
- 4 当該広告物を除却した場合は、屋外広告物除却届（別記様式第 8 号）を提出すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 列 4 番とすること。
- 6 該当する（）内に丸印又はレ点を付すか、自由記入すること。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、大津市長に対して、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。